

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 中小企業投資促進税制の改正について
- II. 戦略経営計画システムの疑問点について
- III. 持株会社の活用法について
- § 次回研究会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・ 国税庁情報コーナー
- ・ 経営指標解説コーナー
- ・ 税務調査Q&A・経済産業省情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

I. 中小企業投資促進税制がよりお得に

— 追加優遇措置の創設について —

平成 25 年 10 月 1 日に発表された民間投資活性化等のための税制改正大綱において、中小企業・小規模事業者の設備投資を応援する中小企業投資促進税制が延長・拡充されることになりました。当該措置は、第 185 回臨時国会において産業競争力強化法案が成立したことで、実施されることになりました。その内容は現在の中小企業に対する優遇措置の内容を大きくし、中小企業の投資をもっと応援するものです。つまり、中小企業・小規模事業者の前向きな設備投資をもっと応援するものです。現行の中小企業投資促進税制を踏まえたうえで、今回の上乗せ措置を解説します。

■現行の中小企業投資促進税制について

個人事業主、資本金 1 億円以下の法人については、現在でも中小企業投資促進税制が措置されています。この税制は、新品の機械などを購入した場合などに、30%の特別償却を普通の償却費にプラスして、機械などの取得価額の 30%を余分に費用に計上することを可能にして、当期の税負担を軽減するものです。また、個人事業主、資本金 3 千万円以下法人のみですが、税額控除限度額がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合は、その金額までを上限として、7%の税額控除も可能であり、支払うべき税金の額から控除できます。なお、特別償却と税額控除は一つの資産に対して重複適用はできません。この税制は、年間約 37,000 の中小企業・小規模事業者で活用されていると報告されています。

■中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

今回の上乗せ措置は現行の優遇措置の内容を大きくし、中小企業・小規模事業者の設備投資を更に支援するものです。特別償却については、現行の優遇措置では「30%の特別償却」が可能でしたが、上乗せ措置では「即時償却」が可能になります。また、税額控除については、現行の優遇措置では「7%の税額控除」が可能でしたが、上乗せ措置では「10%の税額控除」が可能になります。また、資本金 3 千万円超法人でも税額控除を利用可能になります。また、平成 26 年 3 月 31 日までだった適用期限が 3 年間延長され、平成 29 年 3 月 31 日までとなります。なお、この上乗せ措置は、平成 26 年 1 月 20 日以降に購入した機械装置等が対象になります。

■上乗せ措置の対象となる設備は？

今回の上乗せ措置の対象になる設備は、最低価格要件を満たす以下の生産性の向上に資する設備です。

＜機械装置＞

最新モデル（NC旋盤などソフトウェアが組み込まれた機械は一代前モデルも含む。）、かつ、年平均 1%以上の生産性向上要件を満たすもの

＜サーバー（サーバー用OSを同時に取得するもの）＞

最新モデル、かつ、年平均 1%以上の生産性向上要件を満たすもの

＜試験又は測定機器＞

最新モデル、かつ、年平均 1%以上の生産性向上要件を満たすもの。なお、最新モデル、生産性向上要件は、設備メーカーが工業会等から証明書をとることになっています。ユーザーである中小企業・小規模事業者の方の追加事務は原則ありません。

＜ソフトウェア（設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つもの）＞

ソフトウェアが設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つかどうかは、ソフトウェアを提供するベンダー側で、工業会等の証明書をとることになっています。上記に同じく、ユーザーである中小企業・小規模事業者の方の追加事務は原則ありません。

＜生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（投資計画を作成し、投資利益率が5%以上であることについて地方経済産業局の確認を受けた投資計画に記載されたもの）＞

投資計画は、税理士等の確認を受けて作成することが必要となります。なお、投資利益率の計算は、 $[(「営業利益+減価償却費」の増加額) \div 設備投資額]$ の式で算出されます。加えて、投資計画に記載された機械装置、測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器、ソフトウェアが中小企業投資促進税制の上乗せ措置の対象となります。



国税庁情報コーナー

■ 架空の投資話による詐欺について

架空の未公開株や社債への投資を勧誘し、金銭を搾取する詐欺事件が多発しています。その手口の特徴として、印紙税を金銭で納付した場合に、収入印紙に代えて付与される税印を社債等に掲示することによって、あたかも税務署が同社債等の信憑性や真正性を保証しているかのように見せかけるものであり、税印が掲示されている社債等であっても、不正な株券、債権等である可能性がありますので、ご注意下さい。



経営指標解説コーナー

■ 預金対借入金比率とは

預金対借入金比率とは、短期的な借入金返済の余裕度を見るためのもので、現金及び預金と借入金の割合を見るための指標です。同指標は、現金と預金の合計を借入金で割って算出し、この数字が大きければ大きいほど、借入金に対する現金及び預金の割合が大きいということになりますので、借入金の返済に余裕があるということが出来ます。これを逆に表現するならば、同比率が小さければ、借入金の金額が多すぎる、或いは現金及び預金の金額が少なすぎるということができ、適正な借入金額の目安としても活用できます。なお、同指標の理

想値は30%以上であり、この比率を超えているようであれば、経営の安全性は高いと判断することができます。現金及び預金以外にも、短期的に換金することができる売掛金などの流動資産がありますが、あくまで同指標は現金及び預金の金額に基づいて算出する指標であって、かなり保守的な指標となっています。健全経営のためにも、是非ご活用下さい。

II. 戦略経営計画システムに関する疑問について

— 経営検討会の役割について —

戦略経営計画システムの実効性を担保するためには、様々な立場の従業員が参画する経営検討会を適正に機能させる必要があります。経営のことは、経営者が考えればいいのであって、そこに従業員が参画することに拒否感をお持ちの中小企業経営者は多いと思いますが、経営検討会とは、計画と実績の差異を検討し、その対策を実行に移すための会合、会議のことであって、経営上の判断や決定を行うものではなく、同会の機能性を考慮した上で考え出された呼称であることをもって、なるほどと納得頂けるのではないのでしょうか。繰り返しになりますが、経営検討会は、同システムを機能させる重要な役割を担っており、経営計画が数字を羅列しただけの無意味なものとしなないためにも、以下に経営検討会の役割やその考え方を解説致します。

■ 経営検討会とは

経営検討会では、全社、部門別に策定した計画とその実績との差異を検討し、実績がプラス方向或いはマイナス方向となった原因を分析すると共に、その対策を練りに練ることとなります。例えば営業部門の売上計画に対してその実績が110%のプラスであった場合、その原因はインターネット販売が好調であったことに起因しており、今後はインターネット販売を強化する、或いはそれは一時的な売上急増であって、従来どおりの営業方針を維持する等の判断を経営検討会で行うことになる訳です。当然、経営者と一部の幹部だけが出席するのではなく、様々な部署の従業員が出席することで、以下の機能を発揮発揚することができます。

■ 経営検討会の役割について

経営検討会には、業績に基づいて何らかの情報を経営者等にフィードバックする機能、下位者に幅広い情報を伝達し、下位者の業績を評価する機能、これらの情報に接することによる業務対処能力向上機能があります。これらの機能、或いは役割が適正に働かなければ、経営検討会は有効に機能しません。以下に各機能の概要を解説致します。

<フィードバック機能について>

フィードバック機能とは、業績評価測定システムを基軸として、計画と実績の差異、その原因、対策等を経営者や同僚を含む関係者で共有する機能のことであり、結果として、複数の視点から批判的、或いは共感的に競争意識が芽生える副次的効果を見込むことができます。

<情報伝達機能について>

上記機能を補強するための機能であり、経営検討会に参加していない下位者に対して情報を共有し、更には効果的に下位者の業績を評価することにもつながります。

〈業務対処能力向上機能について〉

業務対処能力向上機能とは、計画と実績の差異、その原因分析、対策などの情報を共有することに伴って、結果的に全社的な業務対処能力が向上していく機能のことです。

ここで注意すべきは、主観と事実との混同、現象と原因との混同です。例えば、全く同じ商品でも製造番号がAから始まる商品ロットとBから始まる商品ロットでは、売上に10%の差異が生じるという統計データがあったとします。当然、製造番号が原因で売上に差異が生じたのではなく、これはあくまで現象であって、原因は販売時期等にあると考えるのが妥当です。このような混同によって、経営検討会において間違った対策が立案される可能性がありますので、ご注意ください。

Ⅲ. 持株会社の活用法

— グループ経営の必要性とは —

上場企業の中には、持株会社方式で事業を営んでいる企業が数多くあります。同方式を採用している場合には、〇〇ホールディングのような会社名を付けている場合が多いので、TVCM等でお聞きになる機会も多いと思います。ただ、同方式を採用しているのは、日本を代表するような企業の場合が多く、中小企業経営者の皆様に於かれましては、私たちにはあまり関係のない話だとお考えになっているのではないのでしょうか。しかし、実際には持株会社方式を採用している中小企業が増えており、それらの中小企業は同方式を採用するに値するメリットを感じて行動に移しています。そこで、中小企業における持株会社の活用法、特にグループ経営との関連性について、以下に解説致します。

■持株会社とは

持株会社とは、他の会社の事業活動等を管理下におき、支配することを目的として、当該他社の株式を保有する会社のことを言います。わかりやすく表現するなら、複数の会社の株式を50%以上保有して、それらの会社の経営権や人事権、代表権などを握っている会社が持株会社です。大きく分けると事業持株会社と純粋持株会社に区分できます。前者は、自らも事業を行いながら他社を支配している会社、後者は自ら事業を行わず、つまりは他社を支配する目的だけの会社を意味します。

■持株会社のメリットとデメリット

持株会社のメリットとしては、特定の部門の利益にとらわれずグループ全体の戦略立案・意思決定を最適化できる点、新規事業の立上げリスクを分散できる点、事業の権限と責任の明確化により独立採算経営が可能である点などを挙げることができます。またデメリットとしては、グループ管理に係る間接費の増加や借入金、支払利息の増加が懸念されます。また、グループの全体像がつかみにくくなりますが、連結決算や連結納税を選択することで、それは回避できます。なんとといっても、持株会社の最大のメリットはグループ経営の最適化にあり、中・長期的に享受できる利益を最大化する効果があります。

■持株会社の活用法とグループ経営のススメ

グループ経営の現場では、子会社同士を競争させることでグループ全体の成長を促進する手法が取られています。しかし、一方の子会社にとって利益を最大化するための行為であっても、その他の子会社にとっては不利益になる場合やグループ全体にとって不利益になることは珍しくありません。つまり、競争の結果、部分の最適を追求すると全体の最適が保てなくなる訳です。ただ、新しいビジネスを積極的に開拓し、既存ビジネスと新しいビジネスを融合させるような経営手法を取っている会社にとって、持株会社を活用して子会社同士の競争を促し、グループ全体の成長を牽引させるメリットは大きく、持株会社がグループ会社全体の中長期的な方向性を決定し、各子会社にとっては最適な行為であっても、中長期的にはグループ全体として最適ではない行為を規制し、調整する仕組みを作ることによって利益を最大化することができますので、持株会社を活用したグループ経営を是非ご検討下さい。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 源泉徴収税率が大幅にUP します

株式を譲渡した場合に税金を計算する課税方式は申告分離課税です。申告分離課税の構造としては株式の譲渡価額から必要経費として取得費や委託手数料等を引いた譲渡所得に税率をかけます。金融商品取引業者等を通じて上場株式を譲渡すれば、この税率は平成25年は所得税7.147%、住民税3%の合計10.147%でした。実はこの税率は特例措置により低くなっていて本来は所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%です。この特例措置は平成25年12月末で終わり、平成26年1月1日以後の株式の譲渡は所得税・地方税合計で20.315%になります。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ ゴルフ会員権を売却するなら3月末までにしたほうが良い理由とは

所得税額を計算するに際して、給与所得・事業所得・不動産所得・譲渡所得といった区分の所得に対して税率をかけます。その際赤字になった区分のマイナスの所得を黒字になった区分の所得から控除して税金を低く抑える方法を損益通算といいます。バブル崩壊以降ゴルフ会員権の相場が下落しているためゴルフ会員権を売却してその売却損部分を現在損益通算することができます。しかし、平成26年度の税制改正でこのゴルフ会員権に対する損益通算を廃止する議論がされています。もし今回可決されれば平成26年4月以降損益通算ができないので注意してください。



経済産業省情報コーナー

■ 中小・ベンチャー企業、小規模事業の特許料が約1/3 になります

中小企業や小規模事業者等が国内において特許出願を行う場合、その審査請求料と特許料について、従来の平均的な出願内容で約38万円でしたが、平成26年4月以降に審査請求等が行われた場合については、約13万円に軽減される措置が創設されると共に国際出願に係る調査手数料・送付手数料・予備審査手数料が約11万円から約3万5千円に軽減される措置が創設されました。なお、同措置は平成30年3月までの時限措置となっておりますのでご注意ください。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

中小企業庁の委託事業として中小企業や小規模事業者向けに各種情報を提供しているサイト「ミラサポ」をご存知でしょうか。同サイトでは、人材採用や海外展開などのテーマ別に施策情報を閲覧できるほか、写真部やママ友などのコミュニティグループの紹介、経営相談窓口を検索できる地域プラットフォームなどが用意されており、会員登録することによって無料で利用することができます。また今、流行しているビッグデータなどの最新記事などを紹介するコーナーもあり、中小企業の経営に役立つ情報が掲載されておりますので、是非ご利用くださいませ。

「ミラサポ」

<https://www.mirasapo.jp/>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成26年4月22日(火) 受付 午後4時20分より

内 容： 開催挨拶 午後5時00分より

第一部 研究部会・研修会 午後5時20分より

テーマ「2014年 大阪中小企業の景気動向」

講演：株式会社だいしん総合研究所（大阪信用金庫関連会社）

第二部 情報交換懇親会 午後7時より（8時30分終了予定）

会 場： ホテル日航大阪 32F スカイテラス（旧称 ジェットストリーム）

以上、詳しくは**TFG共栄会事務局** 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 . . . **T&FG** group

TFG

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風行寛